

令和2年度 第1回茅ヶ崎市成年後見制度利用促進研究会（書面会議） 概要

日時 令和2年7月14日（火）
※書面会議の為、意見書收受日を
開催日としています。

1. 概要

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面会議にて会議を開催した。以下の議題について、各構成員より御意見シートをご提出いただき、集約した。

2. 内容

(1) 市民アンケート、事業者アンケートの結果について

資料1、資料2に基づき、内容について御意見をいただいた。主な御意見は以下のとおり。

市民アンケート

・(3)「成年後見制度に対する考え」において、必要な制度であることに一定の理解は広まっているものの「今の自分には関係ない」「できれば利用したくない」など判断能力が不十分になってからという事後対応的なイメージが強いと思われ、任意後見など積極的な利用につながるアプローチが必要に思う。

・項目が細かく調査内容として市民のリアルな声がかがえている資料だと思います。ただ、2,000人のうち半分の回答が妥当なところか、もう少し人数が欲しい。

・P17(8)において行政や地域の支援が必要だと感じる人で、一人暮らしの高齢者や障害者や病気により介護が必要な人が多いと記されている一方で、福祉や介護のサービスが不足している人については、少ない数字がサービス提供機関につながっているからよいというわけではなく、暮らし全般的な支援が求められているように感じる。

・P32(2) 成年後見制度を知った情報媒体でテレビ、ラジオ、新聞、雑誌が多いこともあり今後「公共広告機構」のような媒体でよりコアにCMをしていただくことも利用促進につながる可能性がある。

・(6) 相談方法の中でインターネット、メール相談が29.2%と第2番目で多かったのには意外だった。コロナの影響もあるので、今後はネットを活用した方法も考えていかないといけない。

・相談体制の意見では、どこに相談したらよいのか窓口が一本化されて、わかりやすく相談できる場所を望まれている。

・日々活動していて、肌感覚で感じているのと似た結果だった。成年後見は必要に迫られなければ関係ないため、自分には無関係といった、後ろ向きな印象を抱いたりしがち。ただし、任意後見のように事前の知識が重要な部分もあるので、今後も普及啓発が必要だと思う。

・成年後見制度自体の認知度は、だいぶ上昇したように感じた。また、マイナスのイメージもそれほど多くなかったことに安堵した。一方、正しい内容の理解については、まだまだ周知が必要で、特に一般の方の相談相手となるべき立場の方の正しい内容の理解はさらに進めていかなければならないと感じた。どこに相談してよいか分からない方も多く、また、相談した先で正しい知識を教えてもらえるとも限らず、みんなが最低限度の質が担保された相談を受けられる体制づくりが必要だと感じた。

事業所アンケート

・事業所アンケートでは、預貯金の出し入れや各種支払いを行っていた。制度理解、周知とともに権利擁護意識の向上も必要かと思う。

・資料2 問9、10については、全体の母数に対する割合の方がわかりやすいと思う。

・事業者回答率が19%は少なく感じた。

・回収数の少なさが気になる。

・P4 問6にて精神障害者又は明確な診断はないものの精神障害が疑われる者の数字が多くあり、資料3のP8にて精神障害者保健福祉手帳所持者が10年前より1,000人以上市内で増加していることもあり、ニーズも支援もより多様化してくることが予想される。手帳所持者が増加しているなかには、発達障害もあり支援者との関係性においても困難なことが増えるとも考えられる。

・事業者アンケートの中で収入が低く、ひとり暮らしの方を支援している割合が多い。今後そのような方の成年後見制度が増えていくと思われ、第三者後見人の成り手、報酬について考えていかないといけない。

・問22の自由記述中、「制度への理解」というものが目立つようです。これまで各士業団体が様々なチャンネルで周知活動を行ってきたが、施設や施設職員への制度理解周知が未だに不足していることは成年後見制度利用促進への大きな壁である。

・回収率の低さと、約3割が制度内容理解に自信がない、というのは残念な結果。成年後見の必要性がありそうな利用者を把握しても、実際の利用まではハードルが高いことが伺われる。

・成年後見が常に最適な選択ではないとしても、通常の支援を超える法律行為等において、本人の権利が十分に擁護されないケースもあり得る。市内事業者への周知理解の促進が必要だと思う。

(2) 第1期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画素案について

資料3に基づき、全体の流れや内容、表現についてご意見いただいた。主なご意見は以下のとおり。

「1. 計画策定の背景」の部分について

・平成12年の制度開始から平成28年に利用促進法が施行されるまでの経緯、主になぜ利用を促進しなければならなかったのか等が欠けている。

「2. 計画の位置づけ」の部分について

・地域福祉計画の基本目標を掲げ一体的な策定をわかりやすくしたところが良い。

「3. 制度について」の部分について

・P2の一番下の行で「その判断能力を成年後見人等が補うこととされている」とありますが、「本人の意思を最大限に引き出し」のあとであれば、「その意思決定を尊重した支援を行うこととともに、意思の表出が難しい方でも意思決定を支援することとされています。」などの方が良いのではないか。また挿絵入りの説明は分かりやすい。

・P2、身上保護の重視や、意思決定支援について記載し、きちんと現在の制度理解に合わせてあり良い。図や絵が入っていて分かりやすいのも良い。

・P2で「身上保護」と表現し、P3のイラストでは「身上監護」と表現しているので、統一した方が良い。現在の流れは「身上保護」という表現に流れてきている。

・P3②財産管理「依頼者」という文言は「本人」と変更した方が良い。

・P3のイラストで、成年後見人（社会福祉士）、成年後見人（子）、成年後見人（弁護士）と、特定の立場が表現されているが、①②③を行うのは、特定の立場の成年後見人であるという誤解を与えないか？削除した方が良い。その代わり、P2の下部に余白があるので、成年後見人等は、資格が不要で親族でもなれること、成年後見人等選任の申し立ての際に、候補者をあげることができること、最終的に誰が成年後見人等になるかは家庭裁判所が決定すること、本人に高額な財産があったり、親族間で療養看護や財産管理の方針に大きな食い違いがあるような場合、親族に適切な候補者がいない場合等には、弁護士、司法書士、社会福祉士など法律や福祉に関する第三者の専門家が選任される場合もあること、など記載してはどうか。

・P4のイラストの中の後見の説明で、「日常の買い物でも自分ではできず、」とあるが、被後見人は、日用品の購入などは自分自身できるため（法律行為として認められている）、誤った表現ではないか。

- ・後半部分では、「障がい」（P8,12）とひらがなになっていて、前半部分は「害」と漢字になっているので統一させた方が良い。

「4. 成年後見制度の現状と課題」以降の部分について

- ・流れもわかりやすく、良い。

- ・全国の現状のグラフから入って茅ヶ崎市の現状と実態把握調査の結果、現在の茅ヶ崎市の取組状況と具体的な流れになっていてわかりやすい。

- ・図表の棒グラフがバラバラなので、極力統一した見せ方をしたほうが分かりやすい（例 P8 の療育手帳、精神障害者…手帳の推移の図表）

- ・「成年後見制度の現状と課題について」は書きぶりや使用データで、利用者の増加イメージは印象づけられると思いますが、計画策定の背景のところで意見を入れたように制度利用が必要な方が利用に至っていない現状を伝えるのに、認知症有症率や障害者手帳保持者の増加と制度利用者数の推移だけを示してもインパクトがない。例えば、認知症全体数から後見類型程度の重度の方が何人に対して後見人がついていて何人、保佐、補助も同じように表し、また障害者の状況も同様に示して利用促進が必要な根拠を示すのはどうか。茅ヶ崎市の現状の項目で掲載予定とされているが、全国の場合でも必要かと思う。

- ・「茅ヶ崎市の取組状況」で「あんしんセンター」を取り上げているが、他の章などで説明があれば良いが、福祉サービスや金銭管理等のサービスを行うことで記載され、成年後見制度の利用者と日生事業を利用できる対象者が明確になっていない。簡単な説明をいれると良い。

- ・「茅ヶ崎市の取組状況」で「あんしんセンター」の内容も入っていたが、別立ての項目にした方が良い。

- ・「国内における人口の状況及び推計」のグラフが下の注釈も小さく見えにくい。

- ・P8 図表 脱字「□育手帳」→「療育手帳」

- ・成年後見支援センターの相談支援窓口（申立書作成支援、親族後見人への支援等）など、具体的な内容を入れて欲しい。

- ・データとしてでた数字の背景が記載されていることで、より分かり易くなると思う。

- ・全国のデータを提示したののち、当市のデータを提示してあり、スタンダードな構成。市社協のア

ンケート調査や事業所への実態把握調査も使用しており、市民感覚の情報や現場の情報が反映されている。それらの現状を踏まえての課題の把握（P 14）も適切である。

- ・「5. 目指すべき姿」にある3行目～4行目にかけて、「今後、市民一人ひとりが制度の内容を正しく理解し」は資料1のデータ（問22-3）から見て、到底達成はできないのではないか。

- ・「7. 計画の内容」において中核機関が果たす具体的な取組みで、広報・周知や連携や相談などの当面の課題に対応するだけでなく、長期の計画期間を考慮して、後見人支援機能や不正防止、候補者選定におけるマッチングや専門職団体の役割、法人後見の推進等々、目指すべきビジョンに必要なことを全体的に幅広く取りあげることが必要。

- ・ p15「めざすべき姿」の1つ目は、メリットだけでなくデメリットという文言も必要。

- ・ P17 計画の内容（2）図の中に行政書士を追加する

その他、全体の流れなどについて

- ・支援の方法として、支援が必要な状態になってしまったからの「法定後見制度」の利用のみでなく、市民やその家族が将来の不安に備え、「任意後見制度」の利用を検討しておく等、予防・対策にも少し触れていると良い。判断能力が低下してからでは、生活費捻出のために不動産を売却したいと思っても、法定後見制度の利用が必要。予め、親族と任意後見契約を締結しておいて、万一に備える（福祉には含まれませんが空き家防止対策にもつながる）。身寄りのない方の、入院や施設入所、お亡くなりになった後のこと（葬儀・納骨等）のための、任意代理契約・任意後見契約・死後事務委任契約の活用等につながる内容が良い。

- ・概ね、よくできていると感じた。ただ、一人で資料を拝見しただけの感想なので、他の方の意見を伺っていたなら、もう少し違った感想になったかもしれない。

- ・資料3のP17（2）のネットワークのイメージ図（案）にて行政書士会を記載されていないのですが構成員に行政書士会代表者がおられるため気になった。

- ・スタンダードな構成であり、地域調査の結果も反映され、課題の把握も適切であると思われ、その上での計画策定という流れであり、特に問題はない。

（3）その他

令和2年度第2回成年後見制度利用促進研究会の開催について説明した。その他、御意見をいただいた。主なご意見は以下のとおり。

- ・コロナ感染予防のため、市の大人数での会議もリモートでの参加も可能にできるような体制を作

ってほしい。

- ・市民アンケート、事業所アンケートの結果と具体的な意見が成年後見支援センターの運営や今後の中核機関設置に向けて、とても参考になった。

- ・会議資料をもう少し早く届くようにお願いしたい。

- ・中核機関、地域連携ネットワークなどは、今後、詰めていくものと思う。「地域連携ネットワークの構築および中核機関の機能の整備」のところの絵図は、全国版のもので、実際には、茅ヶ崎市に合わせて作成とのことだが、弁護士会などの固まりの中に、行政書士会も入れてほしい（全国版では入っていないのが通常。当県では4団体として認識されている）。

- ・利用促進計画は、大きな方針を記載するものだと思うので、「周知や理解促進」ということで良いが、策定された計画に基づく、今後の日々の活動においては、この自由記述にあらわれたような現場の声を、行政・関係機関・事業所・専門職等が、それぞれの立場でいかに解決していくかが大切だと思う。そのことを意識しながら、中核機関や地域連携ネットワーク構築のなかで、お互いに必要なときに、必要な協力が得られる体制に近づいていけたら良い。

以上